

## 平成 23 年度全国学校保健調査 設問についての Q & A

日本学校薬剤師会  
全国学校保健調査委員会

### 【1】基本データについて

Q1：児童生徒数を答える欄が 2 箇所あるが、どういう意味か？

A：確認のためです。同じ数を書いてください。

Q2：学校教職員欄は誰の名前を書けばいいのか？

A：調査時に学校側に調査の主旨を説明し、協力をお願いする際学校側の担当者の名前を書いてください。（学校長・教頭・養護教諭等）

学校保健安全法 第 6 条 校長はこの基準に照らして適切を欠く事項があると認めた場合には遅滞なく改善に必要な措置を講ずること、又は当該措置を講ずることができないときは学校の設置者に対しその旨を申し出るものとする。

### 【2】A. 学校環境衛生基準」に基づいて行った定期検査についてお尋ねします。

Q1：業者に発注した部分についても答えるのか。また、業者がどのような方法で検査したかわからない場合はどうすればいいのか？

A：業者が行った検査についても、答えてください。また、方法が不明な場合は業者に問い合わせてください。今の学校環境衛生基準に定められている検査項目の中には学校薬剤師個人が単独ではできない検査項目も含まれています。検査データに基づき、指導助言をすることで業務を遂行したとみなすことができると考えています。

Q2：A の問いの中で、学校薬剤師が行ったものだけを選択すればいいのか？

A：今年度の調査は、定期検査及び日常点検の実施状況局についての調査ですので、検査機関や学校が行った場合でも「行った」としてください。その際は指導助言をお願いいたします。前項目と同じです。

Q3：A-2-7 の相対濃度計とは何か？

A：粉塵計のことです。

Q4：A-5 実施した採光及び照明の場所について、教室と特別教室を行った場合はどれを選べばいいのか？

A：複数回答可です。3 と 4 にチェックを入れてください。

Q5：A-13-1 実施した飲料水の検査項目について「水質のすべての項目」とはなにか？

A：ご質問の件については、「文部科学省の改訂版マニュアル」61 ページ以降または、「学校環境衛生基準 解説書」（薬事日報社版・日本学校薬剤師会監修）148 ページに記載されています。

1. 水道水を水源とする飲料水：10 項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、TOC 又は  $\text{KMnO}_4$ 、pH、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素）

2. 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする。飲料水：51 項目（Pb、Fe、F、Cd、Hs、Hg など）

3. 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を

水源とする飲料水の原水：9項目（10項目より遊離残留塩素とKMnO<sub>4</sub>以外）

Q6：A-14 雑用水とは何か？

A：飲料水以外の水です。

Q7：A-18 給食調理を行っていない場合はA-20 へとあるが、どういう意味なのか？

A：プリントミスです。正しくは「B-1 の設問へ」です。

Q8：A-19 給食検査について、項目によって回数が違うがどう答えればいいのか？

A：確かに項目により3回のもものと1回のもものとがあります。基準どおりに実施しているならば3回を選んでください。また、「学校環境衛生基準 解説書」352 ページを参照してください。「学校環境衛生マニュアル」171 ページを参照。

年1回：衛生管理体制

年3回：食品の検収・保管等、使用水の安全確保、検食及び保存食

Q9：A-20 報告書の書式について「学校薬剤師会が作成した」の中に「日本学校薬剤師会」があるが日学薬で作成したものはあるのか？

A：ありません。

Q10：B の設問（日常点検）は誰が行うものなのか？

A：学校が行うものです。